

# ひょうご 職親会だより

2005.10 第17号

※職親会(兵庫県精神保健職親会)は、精神障害者の就労を支援する事業主の会です。

## 目次

《トピック》改正された障害者雇用促進法の概要	P 1
《報告1》平成17年度就労支援研修会	P 8
平成17年度職親会総会	P 11
《報告2》平成17年度全国精神保健職親研修会～千葉大会～	P 14
参考資料 ～障害者の雇用・就業を支援するために～ (各制度のご案内)	P 16
お知らせコーナー・・・関連情報など	P 24

## 障害者雇用促進法、改正!

皆様、既にご承知のとおり、障害者自立支援法案については郵政民営化法案をめぐって、国会が中断し、一度は廃案となりましたが、再度、この秋からの特別国会で審議される予定です。障害者雇用促進法の改正案については、解散前に予定通り成立し、平成18年4月1日(ただし、一部は平成17年10月1日)より施行されます。

その中では、①精神障害者の障害雇用率制度への算定 ②在職中の精神障害者への支援の強化 ③在宅障害者に対する支援 ④障害者福祉施策との有機的な連携など、今回の改正により、ようやく雇用率に精神障害者も加わり、3障害が同じラインに並ぼうとしております。さらに、精神障害者についてのみ、「疲れやすい」等の障害特性に配慮して、週20時間以上30時間未満の短時間労働についても、0.5人分として、雇用率にカウントされることとなり、たいへん注目されています。

今号では、この改正の概要について、厚生労働省の作成した資料により、ご報告します。

なお、現時点では、この改正を受けて具体的にはどのように施策化や、事業化が図られていくのかは、明確になっておりませんので、当職親会としても注意深く、今後の動きを見守っていきたいと思います。

# 障害者雇用促進法改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されました（平成17年法律第81号）。以下、法律改正の概要について、説明いたします。

## 障害者の就業機会の拡大をめざして

### 精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用率の算定対象にします（法定雇用率は現行（1.8%）通り）。

### 在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します（発注元企業に特例調整金等（障害者雇用納付金制度）を支給）。
- 企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給します。

### 障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害福祉施設体系の改革とあいまって、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図ります。

※以上のほか、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行います。

【施行期日】平成18年4月1日（ただし、一部については平成17年10月1日）

# 精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定することとします。
  - なお、法定雇用率（1.8%）は現行通りとします。
- ※ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認のため、ガイドラインを作成することとしています。

## 【現行制度】

$$\text{各企業の雇用率算定（実雇用率）} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$



## 【改正案】

$$\text{各企業の雇用率算定（実雇用率）} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} + \text{雇用する精神障害者の数（※）}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

※短時間労働（20時間以上30時間未満）の精神障害者についても0.5人分とカウントし、実雇用率に算定。

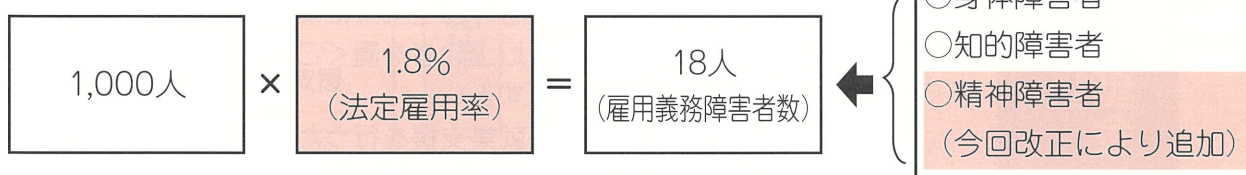
## （参考1）法定雇用率の算定式

$$\text{法定雇用率（1.8%）} = \frac{\text{身体障害者・知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者・知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※法定雇用率現行（1.8%）のまま。

## （参考2）改正案による雇用率適用（例）

【常用労働者1,000人の企業の場合】



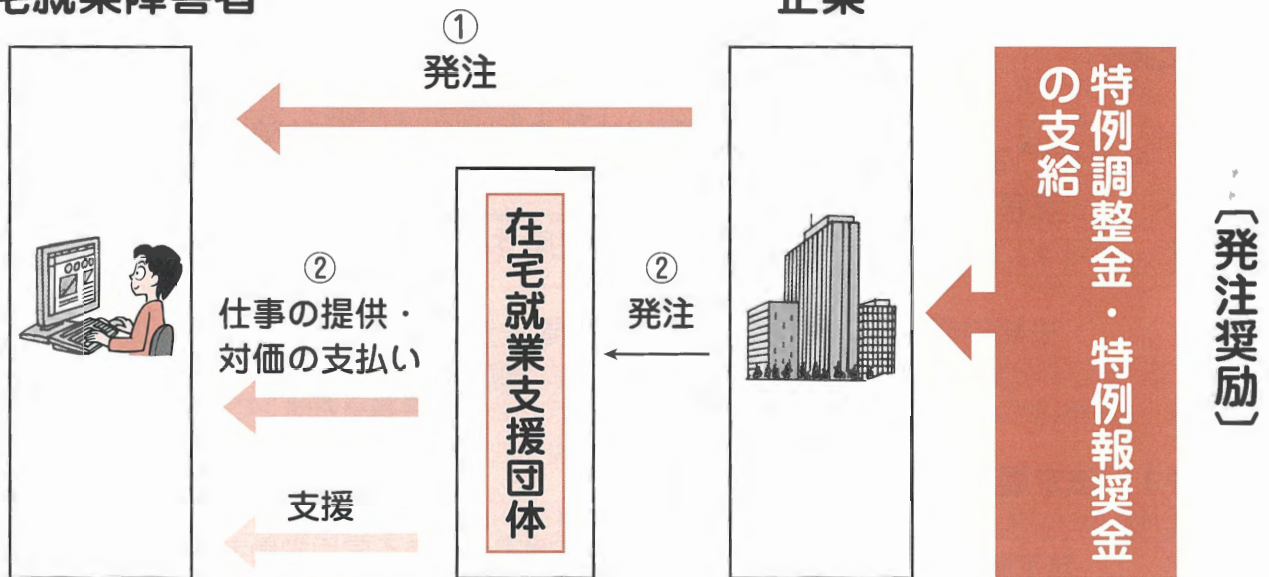
# 在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
- 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）

※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。

## 在宅就業障害者

## 企業



### 厚生労働大臣による登録

#### 〈登録要件〉

- 在宅就業障害者に対して、就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就職支援等の援助を行っている法人であること
- 常時10人以上の在宅就業障害者に対して継続的に支援を行うこと
- 障害者の在宅就業に関して知識及び経験を有する3人以上の者を置くこと（うち1人は専任の管理者とする）
- 在宅就業支援を行うために必要な施設及び設備を有すること

※ 初回の登録には登録免許税の納付が必要です。

← : 在宅就業障害者特例調整金等の算定対象

## ◎発注奨励策の対象となる在宅就業の実例 ～ I T 関連業務（ホームページ作成）の場合～

(i) 在宅就業支援団体は、企業から受注したホームページ作成の業務を、請負契約（在宅就業契約）に基づき、在宅就業障害者に提供します。

(ii) 在宅就業障害者は、在宅就業支援団体から相談等の援助を受けながら、ホームページ作成の業務を行い、在宅就業支援団体に対して作成したホームページを納品します。

在宅就業支援団体は、納品されたホームページの内容を確認し、必要な修正等を行った後、発注元企業に対して完成したホームページを納品します。

(iii) 在宅就業支援団体は、発注元企業から受けた支払額から、在宅就業障害者に業務の対価（仕事の報酬）を支払います。

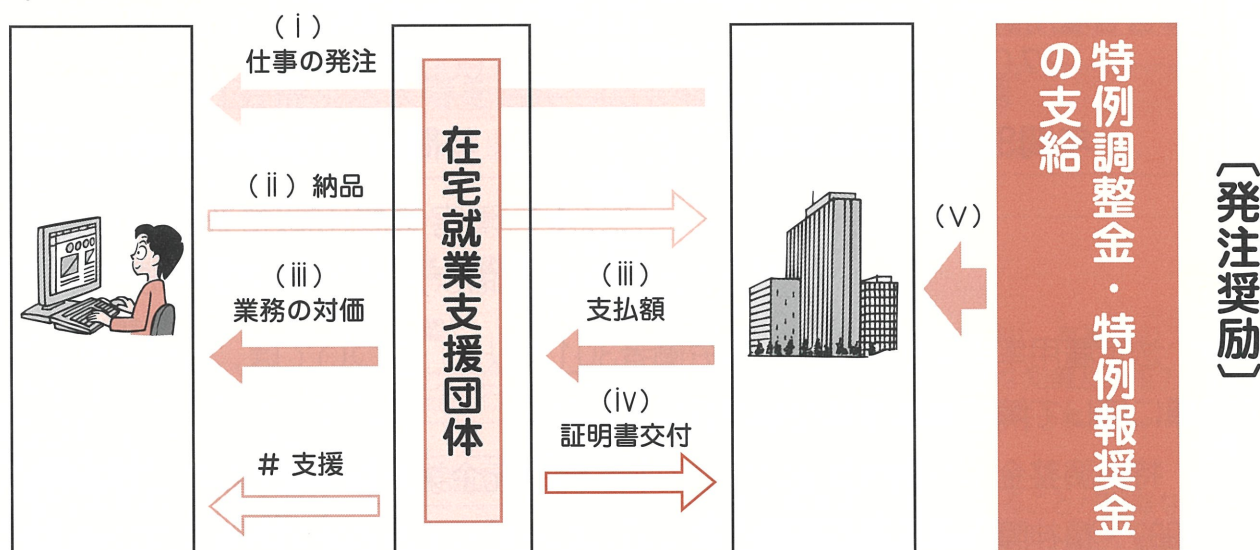
(iv) 在宅就業支援団体は、発注元企業に対して、在宅就業障害者に支払った業務の対価等を記した証明書を交付します。

(v) (iv) の証明書を基に、在宅就業障害者が受け取った業務の対価の金額に応じて、事業主に特例調整金・特例報奨金の支給が行われます。

# 上記のほか、在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対して職業講習、就職援助等の支援を行います。

### 在宅就業障害者

### 企業



- 企業から受けたホームページ作成等のIT関連の業務の提供のほか、物品の製造・サービスの提供等の業務が対象となります。
- 授産施設等の福祉施設や作業所についても、在宅就業支援の業務を継続的に行う等の要件を満たし在宅就業支援団体として登録された場合には、発注奨励策の対象となります。

## ◎特例調整金・特例報奨金の金額について

- 事業主に支給される特例調整金・特例報奨金の金額については、以下のように障害者雇用調整金との均衡を踏まえて設定する予定です。

具体的な金額等の設定は、多くの企業、多くの障害者の方々に利用していただけるものとなるよう、今後、政令・厚生労働省令において規定します。

### 障害者雇用調整金

法定雇用障害者数を超えて  
障害者を一人雇用する



障害者雇用調整金の額は1月当たり  
27,000円なので、

**年間32.4万円を支給**

### 特例調整金※（イメージ）

例えば400万円の発注を行う  
（雇用1人分に相当する発注額）



例えば、特例調整金の額を1月当たり  
14,000円（\*）とした場合、

**年間16.8万円を支給**

（\*）障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、今後決定します。

※ 法定雇用率未達成企業（常用労働者301人以上）については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。

※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体的・精神的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されます。

# 障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害保健福祉の分野では、授産施設等の福祉施設や作業所を機能別に再編成することにより、福祉的就労から一般雇用への移行を促進する改革を行うこととしています（国会において障害者自立支援法案が審議中）。
- 障害者雇用の分野においても、障害保健福祉施策と連携を図りながら就職支援等の支援を行うことにより、一般雇用への移行を促進するための施策を講じることとしています。

## 地域障害者就労支援事業の創設（平成17年度より実施）

ハローワークが福祉施設等と連携して、就職を希望する個々の障害者に応じた支援計画に基づき、一貫して就職支援を行うモデル事業を実施。

（平成17年度：全国10ヶ所）

## ジョブコーチ助成金制度の創設（平成17年度10月施行）

福祉施設がノウハウを活かしてより効果的な職場適応援助を行うために、現行制度を見直し、新たにジョブコーチ助成金制度を創設。

## 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行う障害者就業・生活支援センターを増設。

（平成16年度：80センター → 平成17年度：90センター）

## 社会福祉法人等を活用した多様な委託訓練の実施

障害者の一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進を図る。

（参考）障害保健福祉分野における施設体系・事業体系の見直し

【現行制度】

授産施設・  
作業所等

（段階的に移行）

【改正案】

就労移行支援事業

就労継続支援事業

⋮

（就労を希望する障害者に対し、有期限のプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。）

（通常の事業所に雇用されることが困難な者に対し、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。）

# 平成17年度就労支援研修会

今年度は、総会の前に、「新時代の社会参加『働く生活』の実現にむけて」と題して、西南学院大学の 舘 暁夫 先生に、はるばる福岡からお越しいただいてご講演いただきました。

当日は以下の配布資料にあるとおり、当事者の思いを出発点として、就労支援の際のポイントや全国各地の精神障害者の就労支援の先進的な取り組みなどについて、具体的でたいへんわかりやすいお話をいただきました。参考までに、是非ご高覧下さい。



## I 心に残る人 ことば 資料

### ■「ふれあいセンター」Kさん

「ただ家にこもっているより、外へ出て何かやっているほうが自信がもてるんですよ。自分で稼げると、心が楽になります。」

啓発ビデオ「納得のいく社会参加」  
(NPOストローク会制作)

### ■T工業株式会社 Iさん

- ・従業員20人のプラスチック成型・加工会社T社に勤続14年
- ・保護就労。川崎市リハビリテーション医療センターの就労支援と生活支援（援護寮で、食事と入浴、金銭管理）を利用
- ・事業所もセンターがサポートしてくれるので安心

全家連「第14回精神障害者  
リハビリテーション会議」（1999）\*

## 調査結果

### ■「現在の『やりがい』や『生きがい』は？」

「仕事」が1番（33.8%）（1,404人中）

### ■「将来、一番したいことは？」

1番が「結婚」（26.9%）

2番は「仕事」（26.2%）（1,326人中）

全家連「地域生活本人の社会参加等に対する意識と実態 '98」  
(2000)

## II なぜ「働く生活」？

納得のいく社会参加、その一形態としての「働く生活」を求めて

### ■働きたい

親を超える

### ■働く場がない、働ける場がない

■諦めて、閉じこもるのではなく、納得のいく社会参加「働く生活」の実現を！

## III 「働く生活」を取り巻く現実

■就業希望者は増えてきている（ハローワークでの有効求職者と就職件数）

	有効求職者数	就職件数
H6	2,884(3.6)	1,004(3.6)
H7	3,648(4.1)	1,236(4.5)
H8	4,626(4.8)	1,411(5.0)
H9	5,657(5.5)	1,506(5.3)
H10	6,955(6.0)	1,360(5.1)
H11	8,040(6.4)	1,394(5.2)
H12	9,342(7.1)	1,614(5.7)
H13	10,885(7.6)	1,626(6.0)
H14	12,553(8.1)	1,890(6.7)
H15	14,339(9.3)	2,493(7.6)

（一）内は総数に対する精神障害者の％資料  
厚生労働省「職業安定業務統計」

## 2 就業実態と就業の可能性（外来 7,928人）

〈本人調査〉

■収入のある仕事 している 29.4%  
(会社:20.6% 自営・職親等:8.8%)

■仕事の形態 フルタイム 31.7%  
(パート:28.0% 自営・家族・内職:25.1%)

■仕事をしない理由 見つからず 29.8%  
(意志なし:20.2 準備中:8.2%)

〈主治医調査〉

■就業の予測 フルタイム 29.0%  
(パート:25.3% 福祉:23.1% 困難:22.7%)

日本精神科病院協会「精神保健福祉に関するニーズ調査」(2003)



### 3 他障害と比べると雇用者は少なく福祉的就労が多い

障害者の就業状況（18～64歳）

障害の種類	就業率 (%)	就業者の内訳 (%)		
		雇用者	自営・家族	福祉的
身体障害	46.3	59.0	26.9	9.0
知的障害	57.4	35.2	3.4	58.4
精神障害	28.4	25.3	6.3	62.1
全体	47.1	47.9	16.9	30.7

東京都「障害者の生活実態」(1998)

■在職精神障害者への支援の充実（リワークプログラム等）

■障害者就業支援事業における医療・保健との連携（保健所、職親事業所等も参加）

■在宅就業の奨励（在宅就業支援団体の育成と発注した企業の納付金の減免措置）

#### ②「環境の支援力」を高める

- ・その人の力=本人の持つ力+環境の支援力
- ・ジョブコーチ
- ・就業と生活の継続的支援
- ・生活、就業、医療の支援力の確保と連携（バックアップ機関の確保）
- ・当事者の支え合い（ピアグループ）

## VI よい実践から学ぼう！

#### 1)「働く力」をつけるために

#### 2)「環境の支援力」を高める

紀南障害者就業・生活支援センター

- 和歌山県田辺市にH10年設置。所長：北山守典さん
- 基本理念は「支えがあれば働ける」
- スタッフは8名（就労支援W5名、生活支援W1名、ジョブコーチ2名）
- 段階的なりハビリ支援（職親、売店ピュアでの就労体験→体験職場実習→職場実習→職場定着）

#### 3) 働きやすい環境づくり

■色々な「働く生活」のかたち

**就業・就労=一般雇用+福祉的就労+α**

- 就業・就労：意味は同じ。収入を目的とする仕事をしていること
- 一般雇用：会社や官公庁と雇用契約を結ぶ就業形態。いわゆる「正社員」とパートや臨時雇いなどがあり、労働関係法規が適用される。雇用率が適用されるのもこの形態。
- 福祉的就労：授産施設や作業所での収入を伴う仕事
- α：自営業や請負による「グループ就労」、ヨーロッパの「社会的協同組合」や「ソーシャル・ファーム（エンタープライズ）」など

## IV 厚生労働行政の動き

■今国会に「障害者雇用促進法」改正案を上程

■改正の内容は？

- ・精神障害者への雇用率の特例適用（既に雇われている方、これから雇われる方に雇用率が適用）→1ポイント
- ・雇用精神障害者が短時間労働（週20時間以上）の場合、0.5ポイントとして計算
- ・精神障害の「精神障害者保健福祉手帳」による認定

## V 「働く生活」実現のために必要なこと

#### ①「働く力」をつける

- ・「働く力」の体験による見極めと具体的な「働く生活」の選択
- ・適切な勤労の実体験の必要性（試行雇用事業、社会適応訓練は有効）
- ・能力開発の可能性は高い
- ・「生きる力」の育み

#### ③働きやすい職場を作る

- ・病名のオープン化
- ・援助が得られやすい環境（ジョブコーチ、事業所の環境づくり）
- ・短時間勤務
- ・グループやペアでの就業
- ・職場の理解
- ・障害特性にあった様々な働き方の保障

#### ④これらの制度的裏付け

- ・「障害者雇用促進法」

■いずれの場合も、就労支援ワーカーやジョブコーチの継続的支援

■ペアやグループ就労の活用（仲間同士の支援）

■グループホームの利用（仲間同士の支援）

■「ワーカーズクラブ」の活動（ミーティング、ピアサポート“Workers Times”の発行）

#### ①一般事務所（特例子会社）で

スワンカフェ&ベーカリー赤坂店

（店長：岡本和宏さん）

- H13年11月にヤマト運輸の特例子会社として赤坂に開店
- 仕事はパンの製造と喫茶（アイディア）
- 顧客のニーズにあったサービスの提供（最高品質のコーヒー）
- スタッフは25人（障害者15人、内 知的障害者11人、精神障害者4人）
- 最低賃金保障
- 精神の人の勤務時間、1人週30時間、他は20時間。
- 知的障害者と精神障害者の混合形態。助け合い、仕事を補完。
- 精神の人は主に「外販」担当。準備、販売、売上計算。
- 非障害者に仕事を学ぶ。知的障害とサポート上の違いはない。

## ②一般事務所

### 有限会社大場製作所

(社長：大場俊孝さん)

- 宮城県栗原郡という典型的な田園地帯にある、典型的な機会組立を主力とする中小企業。
- 「企業も社会資源」という考え方で、障害者を雇用。大場社長は宮城県職親会の会長でもある。
- 仕事は、トラクター・ハーネスの組み立てと検査。他に、携帯電話とパソコンもしている。
- 社員は91人の内、統合失調症が3人、うつ病が2人、知的障害と脳性マヒが各1人。その他、現在4人が社会適応訓練等で訓練中。

### 有限会社大場製作所

(社長：大場俊孝さん)

- 基本は、社会適応訓練を経ての雇用。
- 10年入院の方も訓練を経て、雇用に至っている。
- ジョブコーチは使わない。社員全員がジョブコーチ。従って、社員教育が大切。皆で助け合う。
- 通勤のために、自動車の免許を働きながら取る人もいる。
- 訓練、雇用を通じ、結婚や子育てへの意欲が芽生え、そのように歩んでいる人もいる。

## ③自分たちの会社で

### 有限会社「ふれあいセンター」

(社長：宮里裕子さん)

- H7年2月那覇市に設立
- 資本金300万円を福祉株で調達
- 基本理念は「自立」と「納得のいく社会参加」の追求  
〔事務所で雇ってもらえないのであれば、自分たちで自分たちの会社を設立するとの考え〕
- 仕事は清掃、警備、お米、食品、クロネコメール便の配達、ペットフードとトイレトペーパーの配達
- 特に、クロネコメール便の配達はヤマト運輸との共同作戦
- 仕事は小規模作業所との共同
- グループホームも運営
- 毎週開かれる「つどい」でリフレッシュ
- カラオケ大会やバーベキュー大会など、余暇活動も活発

## VII 仕事作りの一つの可能性

沖縄「ふれあい(旧わんから)センター」の挑戦

### 「みんなでやれる 楽しい 仕事」

～全国の作業所への普及を期待して～

## ④その他の選択肢 (αの存在)

### ☆グループ就労

#### NPO横浜市精神障害者地域生活支援連合会久保山事業所

- 横浜市営葬祭場の湯茶接待業務 (他に、公立施設3ヶ所)
- 横浜市が市精連に業務委託及び清掃業務
- 市精連が参加の作業所等の希望者を雇用 (久保山で20人、市精連全体で72人)
- 最低賃金保障  
労働時間4～6時間/週、月10～15日勤務

### ☆ソーシャル・ファーム (エンタープライズ)

- ヨーロッパで、2000ヶ所以上あるといわれる、障害者の雇用創出のための企業で、EUが保護、育成。特にドイツ、イタリアに多い。
- 障害者と非障害者がともに働く企業。小規模のものが多く (平均20人規模で、半数が障害者)。
- 雇用契約を結び、最低賃金保障がある。
- 仕事はサービス業 (事務、リサイクル、レストラン、宅配等)、製造業 (繊維、コンピューター組み立て、家具製造等)
- 補助金を受けているところが多い。
- 最終的な職場として働く人が多いが、一時的な場と考えている人もいる。

### ☆社会的協同組合 (ソーシャル・コーポラティブ)

- イタリアのモデルが有名。イタリアでは700組合。
- 1978年「180号法」公布 (新規入院、80年からは再入院も禁止) で、地域精神保健の始まり。病院に代わる地域医療システムの構築、住居、就労機会の提供が必要になる。
- 社会的協同組合はこのような背景から生まれる。1991年「381号法」で、法的な位置づけされる。
- 社会・保健サービスの提供を目的としたA型、障害者の雇用創出を目的としたB型がある。1組合で、数百人規模のものもある。
- 公的な補助を得るためには、30%以上の障害者を雇う必要がある。
- 清掃、高齢者介護や職業訓練などの社会サービス、ガーデニング、修理・保守の仕事が多い。

精神障害のある方々の納得のいく社会参加、「働く生活」の実現が少しでも前進するよう、みんなで力をあわせて頑張りましょう。

ご静聴ありがとうございました。

# 平成17年度職親会総会

## [来賓祝辞]

- ★ 兵庫県健康生活部 部長 下野 昌宏  
 ★ 神戸市こころの健康センター 所長 柿本 裕一  
 ★ (社)兵庫県精神障害者家族会連合会 会長 西浦 三郎

以上3名様より心温まるご祝辞を頂きました。失礼ながら紙面の都合上省略させていただきます。

## ○平成16年度事業報告

事業名	年月日	場所	内容
1. 平成16年度全国精神障害者社会適応訓練事業研修会	16. 8. 26(木) ～8. 27(金)	シーサイドホテル 舞子ビラ神戸	＊記念式典 県健康生活部長感謝状授与式 ＊1日目 厚生労働省 講演 「社会適応訓練事業への期待と展望」 講師：精神保健福祉課 社会復帰対策指導官 坂崎 登 氏 「精神障害者の就職を支援する職業能力の開発」 講師：能力開発課 主任職業能力開発指導官 西村 公子氏 ＊2日目 特別講演 『今、当事者の「働きたい!!」の声を受けとめよう』 講師：中部学院大学大学院 人間福祉学研究科教授 吉川 武彦氏 パネルディスカッション 「いろんな働き方ってあるよ・・・ 自分に合った生き方を考えてみよう!!」 参加者330名
2. 社会復帰事業関係者及び職親合同研修会 (地域限定)	16. 9. 24(金)	じばさん但馬	＊話題提供 「いろんな働き方があるよ・・・自分にあった仕事を考えてみよう」 講師：NPO法人居場所サポートセンター西明石 所長(精神保健福祉士) 青木 聖久氏 ＊活動報告 ① 当事者 4名 ② 職親 (株)トヨタ部長 西村 秀樹氏 ほか ＊グループで意見交換 当事者、職親、地域関係者など5グループ ＊センターから一言 兵庫県立精神保健福祉センター 藤田 昌子氏 参加者49名
	17. 2. 28(月)	福崎町文化センター 小ホール	＊講話 「障害者の就労支援について」 講師：姫路公共職業安定所 田淵 善郎氏 ＊意見交換 「一般就労の面接・就労時に気をつけること」 (株)福井電機 福井 護氏 (有)なかや 鳥居 嘉夫氏 ＊交流会 当事者、職親、地域関係者など3グループ 参加者26名

3. 役員会及び全国大会実行委員会	16. 5.7(金) 16. 6.9(水) 16. 8.9(月)	精神保健福祉センター 〃 〃	議題「活動結果及び今年度の活動について」 「第1回全国大会実行委員会」(15名) 「第2回全国大会実行委員会」(13名) 「第3回全国大会実行委員会」(14名)
4. 広報普及	17. 1 17. 1 17. 3 随時	〃 〃 〃 〃	・平成16年度全国精神障害者社会適応訓練事業研修会報告集 全国、県内の関係機関、会員に、 300部 発行・配布 ・ひょうご職親会だより 第15号 3,000部 発行・配布 ・ 〃 第16号 3,500部 〃 ・リーフレット「手伝って下さい!職場への第1歩」
5. 他機関との連携・協力	16.5.17(月) 16.5.29(土) 16.7.15(木) 16.5.20(木) 16.9.22(水) 17.2.2(水) 16.10.7(木) 16.11. 16.12.3(金) 17.2	神戸市長田区 神戸国際展示場 神戸ポートピアホテル 農業共済会館 〃 〃 尼崎市記念公園 六甲アイランド内	スワンベーカーリーKOBEOープニングセレモニ (会長・事務局1名) きょうされん第27回全国大会in兵庫(会長) 第32回日精協精神医学会(会長) 第1回障害者雇用・就業ネットワーク会議(事務局1名) 第2回障害者雇用・就業ネットワーク会議 (会長・事務局1名) 第3回障害者雇用・就業ネットワーク会議(事務局1名) 第1回兵庫県精神障害者スポーツ大会 後援 兵庫県台風災害義援金寄付 第4回全国障害者芸術・文化祭「ふれ愛のじごく兵庫大会」後援 スマトラ島沖大地震義援金寄付
6. 全国職親会への協力	17.2.8(火) 17.2.18(金) ~19(土)	東京都 国立精神・神経センター	NPO法人全国精神障害者就労支援事業所連合会認証 (会長が法人の副理事長として参画) 第16回全国精神職親研究会 (会長・事務局1名)

(参考) ・兵庫県精神保健職親会会員 63事業所  
・ 〃 賛助会員 133人  
・通院患者リハビリテーション事業協力事業所数 278事業所

#### 内訳

	事業所数(稼働事業所数)	職親会員数
兵庫県	235(67)	51
神戸市	43(13)	12
計	278(80)	63

(平成17年3月31日現在)



## 平成17年度事業計画・予算

- 1 定期総会及び講演会 (平成17年5月24日(火)、別紙の案のとおり)
- 2 研修会の開催 (年2～3回)  
地域を限定した職親交流会の開催  
昨年度に引き続き豊岡地域及び福崎管内でのステップアップ研修並びに未開拓地域での研修会の開催。県・神戸市センターとの共催で社会復帰関係者研修会 (於：神戸市)
- 3 役員会の開催 (年2回)
- 4 広報普及・情報提供 ひょうご職親会だより発行
- 5 全国職親会、NPO法人全国精神障害者就労支援事業所連合会への参加並びに連携
- 6 会員の拡充
- 7 各種関係機関との連携・協力
- 8 その他

### 平成17年度予算書一(案)一

(収入の部)

(単位：円)

款	項目	本年度予算	前年度予算	増減	備考
事業収入		868,000	857,000	11,000	
	会費収入	(189,000)	(186,000)	(3,000)	@3,000円×63事業所
	賛助会費収入	133,000	(125,000)	(8,000)	@1,000円×133口
	委託費	(546,000)	(546,000)	0	兵庫県
事業外収入		11,000	11,000	0	
	寄附金	(1,000)	(1,000)	0	科目設定
	雑収入	(10,000)	(10,000)	0	預金利息等
繰越金	前期繰越金	678,608	467,531	211,077	前年度から
	計	1,557,608	1,335,531	222,077	

(支出の部)

(単位：円)

款	項目	本年度予算	前年度予算	増減	備考
事業費		869,000	719,000	150,000	
	普及啓発費	(350,000)	(350,000)	0	たよりの発行等
	講演会費	(150,000)	0	(150,000)	講師謝金
	研修会費	(369,000)	(369,000)	0	各研修会・地域交流会
運営費		340,000	280,000	60,000	
	役員会費	(70,000)	(70,000)	0	旅費
	総会費	(60,000)	0	(60,000)	定期総会
	事務費	(210,000)	(210,000)	0	郵送料、払込手数料等
分担金	分担金	40,000	40,000	0	全国職親会会費
拋出金	拋出金	0	200,000	△200,000	国研修会・兵庫大会
予備費	予備費	308,608	96,531	212,077	
	計	1,557,608	1,335,531	222,077	

### 兵庫県精神保健職親会役員名簿

平成17年度

役職	氏名	事業所名
会長	森本 稔	森本鐵工(株)
副会長	西村稜威雄	西村商店
〃	石井 建三	(株)エルゼ神戸
理事	米口 守	(有)米口グリーンナーセリー
〃	細見 勝	伸和青果食品(株)
〃	高嶋 秀忠	高嶋園芸
〃	上川 雄吾	(株)金森商店
監事	福井 護	(株)福井電機
〃	鳥居 嘉夫	(有)な か や



# 平成17年度全国精神障害者 社会適応訓練事業研修会 千葉大会

平成17年8月25日から26日にかけて、千葉県千葉市の「ホテルグリーンタワー千葉」において、昨年度は兵庫県で開催しました標記の全国研修会が盛大に開催されました。

昨年度と同様に、1日目は、長年にわたり精神障害者の社会復帰や就労支援に功績のあった事業所への表彰式や、厚生労働省の方の講演がありました。2日目は、「千葉県の精神障害者社会適応訓練の現状報告」、「精神障害者の就労に向けて」と題しまして、2部構成でシンポジウムが行われました。

紙面の都合から、千葉県の社会適応訓練事業の状況についてのみご報告します。



## 千葉県の状況

- ・ 訓練期間 6ヶ月、最長2年まで
- ・ 協力奨励金 1日1,500円
- ・ 中小企業中心・・・雰囲気暖かい、障害の理解を得やすい
- ・ 「社適は雇用ではない」「受け入れ態勢により本人の合う合わないということがある」ことをまず理解してもらっている
- ・ 窓口は健康福祉センター（保健所）

### (有)アクティブ

市川市

衣料用ハンガーのリメイク（リサイクル）を行っている。スーパー等で一度利用したハンガーを洗浄し、衣料品メーカーへ納品している。

- ・ 1箱150本入りを1日200箱、（＝3万本！）
- ・ 就業時間 9：00～15：00
- ・ 年配のパートの女性が多く、可愛がるように訓練生を指導している

### 当事者の声

「最初は誰とも目を合わす事ができないくらいだったが、今では検品を行うなどリーダーとして働いている。社長さんの理解もあるし、何より責任ある仕事に就いているということに自信を回復することができた。」

よしもと  
(有)芳源ファーム

小見川町

マッシュルーム栽培、湿度や温度の管理

- ・ 1日300個を生産
- ・ 無農薬なので、害虫駆除などもしなければならない
- ・ 現在4名の精神障害者が訓練している

**当事者の声**

「幻聴が聞こえて病院に入院した。幸いなことに薬があったことで幻聴は消えた。すると今度は『働きたい!』と思うようになった。人と接することが苦手で働きたくても働けないと感じていたが、ここで働くことができた。今は恋人を作って子供が欲しい。」

(有)石井商店

館山市

一般廃棄物の収集、ガラス瓶の選別

- ・ 最初は半月単位で作業に従事し、徐々に慣れてもらう
- ・ 作業自体は重労働、ガラス瓶の選別なのでガラス片が危険だし、ゴミを扱うので異臭を伴う。非常に辛い仕事
- ・ 分別回収が完璧になされるように行政にも働きかけたり、忙しい職場だが、みんな仲良く一生懸命仕事をしている
- ・ 現在、訓練終了したものが5名、訓練中が1名、訓練見習が2名いる。
- ・ 社適を通じて精神障害者のことを理解することができた。今は自宅をグループホームに改修しようと考えている

**当事者の声**

「最初は慣れるまでしんどかったが、作業にも慣れ同僚もできた。今の夢はお金を貯めて車を買うこと」

**参加者の感想**

当事者を交えてのシンポジウムはなかなかの盛り上がりでした。「働けることが嬉しい」という言葉が出演当事者の全てから聞いたことは、この事業の根幹を感じる事ができた気がします。

しかし、どうしても仕事内容が体力仕事となってしまうことや、職親の高齢化、事業主についての保障が少なすぎる、など今後も改善していかなければならないテーマが多くあることもまた事実であると感じました。

※（次回は宮城県、日本三景の松島のほとりで開催する予定です。）



## 参考資料

# ～障害者の雇用・就業を支援するために～ (各種支援制度ご案内)

- 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を常用労働者として雇用しなければならないこととされています。
- 兵庫県における障害者雇用率は、法定雇用率を下回っており、未達成企業が4割を超える状況にあることから、県下関係機関が連携し、相談・情報提供窓口の設置、助成金・融資制度の整備など、障害者が働く環境を整えるため、各種施策が展開されています。
- このリーフレットでは、障害者の雇用を促進するための主な施策について、簡単な概要を紹介していますので、障害者雇用への取り組みにご活用ください。（いずれも平成17年4月1日現在です）

※掲載している施策には、ご利用にあたって条件が個別に定められています。内容の詳細については、必ず各取扱機関におたずねください。

### 民間企業における（身体・知的）障害者雇用人数

＝企業全体の常用労働者数（除外率による除外後）×法定雇用率（1.8%）

\* 1人未満の端数は切り下げます

\* 重度障害者については、その1人の雇用をもって2人の障害者を雇用しているものとみなします

### 事業主によるささえあい～障害者雇用納付金制度のしくみ

わが国では、企業が障害者を雇用することは、事業主が共同して果たしていくべき責務であるとの社会的連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、事業主の共同拠出による制度があり、この制度を「障害者雇用納付金」といいます。

障害者雇用納付金はいわゆる“罰金”ではありませんので、税法上は損金又は必要経費として取り扱われますが、これを支払ったから雇用義務を免れるものではありません。

納付金、報奨金、助成金についての概要は以下のとおりです。（詳細は(社)兵庫県障害者雇用促進協会にお問合せください）

#### (1) 障害者雇用納付金の徴収対象

事業主は原則として法定雇用率に達しない障害者数に応じて障害者雇用納付金を納付しなければならないこととなっていますが、身体又は知的障害者（重度障害者である短期間労働者を含む）を雇用している事業主については、その雇用数に応じて減額されます。（結果として障害者雇用率未達成の事業主から徴収されることとなります）

なお、当分の間、常用労働者300人以下の規模の事業主からは納付金は徴収されないこととなっています。



## 障害者雇用納付金の額

$$= \left[ \begin{array}{l} \boxed{\text{1年度の各月の初日における法定雇用障害者数をその1年分合計した数}} \\ - \\ \boxed{\text{1年度の各月の初日に実際に雇用している身体又は知的障害者である常用労働者の数（重度は1人をもって2人と計算する）をその1年分合計した数}} \end{array} \right] \times 50,000\text{円}$$

## (2) 障害者雇用調整金・報奨金

### ①障害者雇用調整金

障害者雇用納付金の申告の対象となる事業主であって障害者雇用率を超えて身体又は知的障害者である常用労働者（重度である短時間労働者を含む）を雇用する事業主に対し、その超えて雇用している身体又は知的障害者1人につき月額27,000円が支給されます。

### ②報奨金

雇用する常用労働者の数が300人以下の事業主であって、一定数（各月の常用労働者の4%相当の年度間合計数又は72人のいずれが多い数）を雇用する事業主に対し、その一定数を超えて雇用している身体又は知的障害者1人につき月額21,000円が支給されます。

## (3) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用の促進及び継続を図るために事業主が施設・設備の設置又は整備、職場介助者の配置等を行う場合の費用について、各種の助成金を設けています。（以下に内容等を掲載しています）

## 主な助成・支援制度、支援機関

障害者の雇用にあたっては、障害者各人の能力を引き出すため職場環境等の整備や、就業前の職業訓練等様々な制度が設けられているとともに、障害者雇用を行う（又は検討している）事業主や、就業を希望するあるいは既に就職している障害者の方などが、就業に関する相談対応を行う窓口や障害者の就業等に関する情報提供を行うため、各種機関が支援を行っています。

### 1. 助成金等 (⇒は制度お問合わせ先)

#### <国> 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

⇒ ハローワーク（公共職業安定所）

障害者を雇入れる事業主に対して、その雇入れにかかる者に支払った賃金の一定率を雇入れた日から一定期間支給するものです。

	常 用 雇 用		短 時 間 雇 用
対象となる障害者	①重度身体・知的障害者 ②45歳以上の身体・知的障害者 ③精神障害者	①重度以外の身体・知的障害者（45歳未満）	①重度身体・知的障害者 ②重度以外身体・知的障害者 ③精神障害者
助成率(中小企業)	1/3（1/2）	1/4（1/3）	1/4（1/3）
助成期間	1年6か月	1年間	1年間

＜国＞障害者雇用納付金制度に基づく助成金⇒(社)兵庫県障害者雇用促進協会 (TEL078-360-3681)

事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や雇用管理を行う場合に事業主に対して助成金を支給するものです。

この助成金制度は、工事の発注・契約前に支給決定を受けることが条件となっていますので、ご利用に当たっては必ず計画段階でご相談ください。

助成金	要件	限度額等
①障害者作業施設設置等助成金	障害者の作業を用意するために必要な設備の設置等：助成率 2/3	作業施設：450万円/障害者 1 人 作業設備：150万円/障害者 1 人 等
②障害者福祉施設設置等助成金	障害者に配慮された福祉施設等の設置・設備：助成金 1/3	225万円/障害者 1 人 等
③重度障害者介助等助成金	職場介助者、手話通訳、医師、職業コンサルタント等の配置又は委嘱：助成率 3/4	職場介助者・職業コンサルタント配置 1 人につき月 15 万円 等
④重度障害者等通勤対策助成金	住宅の新築・賃貸等、指導員配置、通勤対策、駐車場賃貸等：助成率 3/4	住宅新築：世帯用 1,200 万円/1 戸 単身者用 500 万円/1 人 住宅賃貸：世帯用 10 万円/1 月 単身者用 6 万円/1 月 駐車場賃貸：5 万円/1 月 等
⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度障害者を新たに 5 人以上雇入れ、従来から雇用している者と併せて重度障害者が 10 人以上となり、重度障害者の労働者に占める雇用割合が 2/10 以上となる事業施設等の助成：助成率 2/3	施設設置：1.5 億円～2 億円 (新規雇入れ障害者数によって異なる) 施設改善：5,000 万円 特例 1 億円 設備更新：5,000 万円
⑥障害者能力開発助成金	労働大臣が定める基準に適合する障害者の能力開発訓練を行う事業主又はその団体等が行う、能力開発訓練施設・設備の整備、訓練事業の運営に係る経費や、事業主が常用雇用している障害者に同能力開発訓練を受講させる場合の経費について助成：助成率 3/4 又は 4/5	施設設置：2 億円 運営費：受講生 1 人につき 8～17 万円/月 等

\*いずれの助成金も支給期間・支給額総額に限度があります。

＜国＞障害者雇用継続援助事業に基づく助成金⇒(社)兵庫県障害者雇用促進協会 (TEL078-360-3681)

事業主に採用された後に労働災害、交通事故等により、身体または精神障害者となった、いわゆる中途障害者の雇用を継続するために必要な、施設・設備の整備等や職場への復帰にあたっての職場適応措置を行う場合に、これらの措置に要する費用について助成金を支給するものです。

助成金	助成率・限度額等
①中途障害者作業施設設置等助成金	助成率 2/3 (限度額) 設置等：450 万円/障害者 1 人 賃借：月 13 万円/障害者 1 人 (3 年間)
②重度中途障害者等職場適応助成金	障害者 1 人月額 30,000 円 (短時間労働者は月額 20,000 円) (3 年間)

\*いずれの助成金も支給期間・支給額総額に限度があります。

＜県＞事業所ユニバーサル貸付⇒県産業労働部商工労働局雇用就業課 (TEL078-362-3374)

県内の金融機関 (県中小企業制度融資を扱っている金融機関)

障害者、高齢者等を雇用するための施設、設備改善について必要な資金を融資します。

(融資条件)

年 利	1.1% (固定金利)
融 資 期 間	10 年以内 (うち据置 2 年以内)
資 金 使 途	事業所のユニバーサル化対応を伴う建築、修繕、改修に必要な設備資金
融 資 限 度 額	1 件につき 2 億円

## 2. 障害者の訓練・試行雇用 (⇒は制度等お問合せ先)

＜国・県＞職場適応訓練制度⇒ハローワーク（公共職業安定所）  
 県産業労働部商工労働局雇用就業課（TEL078-362-3374）

### ①障害者職場適応訓練

都道府県知事が事業主に委託し、障害者の能力に適した作業について6ヶ月以内（重度障害者は1年以内）の実施訓練を行い、それによって職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業主に引き続き雇用していただく制度です。

### ②短期職場適応訓練

都道府県知事が事業主に委託して行う職場適応訓練制度ですが、職場実習により障害者には就業に対する自信をもってもらい、事業主には障害者の技能の程度や職場への適応性の有無を把握していただくことを目的としていますので、期間は原則として2週間以内（重度障害者の場合は4週間以内）となっています。

※①②とも訓練期間中、事業主へは委託料、訓練生に対しては訓練手当が支給されます。

	事業主への委託料		訓練生に対する訓練手当	
	障害者職場適応訓練	短期職場適応訓練	障害者職場適応訓練	短期職場適応訓練
重度障害者	月額 25,000円	日額 1,000円	基本手当 日額 3,530～4,310円	
重度以外の障害者	月額 24,000円	日額 960円	受講手当 日額 500円	等

＜国＞障害者試行雇用事業（トライアル雇用）⇒ハローワーク（公共職業安定所）

障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。期間は原則として3ヶ月ですが、期間中に常用雇用に移行することができます。

※事業主へはトライアル雇用終了後、障害者1人あたり月額50,000円のトライアル雇用奨励金が支給されます。

＜国・県＞公共職業訓練⇒ハローワーク（公共職業安定所）  
 県産業労働部商工労働局能力開発課（TEL078-362-3367）

職業能力開発促進法に基づき、就職に必要な知識・技能を修得することにより、障害者の職業的自立を図るため、職業訓練を実施しています。

ア 障害者職業能力開発校における訓練（訓練期間：1年）

イ 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託先を活用した委託訓練（訓練期間：原則3ヶ月以内）

※委託先には、障害者1人あたり月額60,000円を上限に委託料が支給されます。

＜県＞障害者インターンシップ事業

⇒県健康生活部福祉局障害福祉課（生活支援係TEL078-362-3192）

事業主が授産施設や小規模作業所等に在籍しながら、一般就業と社会的自立に意欲を持つ障害者を実習生として受け入れることにより、事業主に障害者雇用への理解を深めてもらうとする事業です。

※福祉施設職員が同行し、障害者と職場の橋渡しを務めます。

### <県>精神障害者社会適応訓練事業

⇒県健康生活部福祉局障害福祉課（精神保健福祉係TEL078-362-3263）  
最寄の健康福祉事務所（保健所）

精神障害者が一定期間職場に通うことにより、対人能力、仕事に対する持久力等、環境適応能力を高めるための社会適応訓練を行い、社会的自立の促進を図るための事業です。

※事業主へは受け入れた訓練生1人あたり日額2,000円の協力奨励金が支給されます。

## ★助成金等制度は組み合わせてご利用いただけます ~助成金等ご利用例~

### 例1 <障害者雇用のために施設をバリアフリー化したい>

（想定経費）7000万円

（ご利用メニュー）①障害者雇用納付金制度（障害者作業施設設置等助成金）4500万円

＋ ②事業所ユニバーサル貸付で助成金支給までのつなぎ融資＋助成金限度額を超える経費のカバー

### 例2 <障害者を雇いたい、わが社でも雇用できるだろうか・・・>

（想定雇用条件） 中小企業において障害者（重度以外）2名を試行雇用を経て、月額15万円の本採用

（ご利用メニュー）①試行雇用：試行雇用（トライアル雇用）事業の活用（雇用奨励金）

2名×5万円×3ヶ月＝30万円

↓（3ヶ月経過）

②採用：特定求職者雇用開発助成金制度の活用（賃金一部助成）

2名×15万円×1/3×1年間＝120万円

↓

職場の一員として定着！

## 3. ジョブコーチ等

（⇒は制度等お問合せ先）

<国>職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援⇒兵庫障害者職業センター（TEL078-881-6776）  
ハローワーク（公共職業安定所）

事業主、障害者等の要請を受け、障害者職業カウンセラーが個別に支援計画を作成したうえで、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施します。

障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向き支援を行います。障害者以外にも、事業主や、職場の同僚に対して障害者の職場適応に必要な助言、職務や職場環境の改善の提案を行います。

<県>ひょうごジョブコーチネットワーク⇒(社福)兵庫県社会福祉事業団兵庫県立総合リハビリテーションセンター能力開発課（TEL078-927-2727）

上記職場適応援助者のほか、県において平成14年度から16年度に実施した「ジョブコーチ養成研修」の受講修了者が標記ネットワークを形成して、職場訓練、就職初期、職場定着等の支援を行います。また、多くの福祉施設職員もこのネットワークに参加しており、福祉的就労から一般雇用への移行支援に努めています。

## 4. 障害者雇用に関する優遇制度

(⇒は制度等お問合せ先)

<国・県> **障害者を雇用する事業所にかかる税制上の優遇措置**⇒最寄の税務署、県税事務所、市町役場  
障害者を雇用する事業所にかかる税制上の優遇措置が、租税特別措置法、所得税法、法人税法及び地方税法により講じられています。

<国> **特例子会社制度**⇒兵庫労働局職業安定部職業対策課 (TEL078-367-0810)  
ハローワーク (公共職業安定所)

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、障害者を集中的に雇用する場合は、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣の認定を受け、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているとみなし、実雇用率を計算できる制度です。

[要件]

親会社側：特定の株式会社又は有限会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること

子会社側：ア 親会社の事業との人的関係が緊密であること。

イ 雇用される障害者が5人以上かつ全従業員中に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者中に占める重度身体及び知的障害者の割合が30%以上であること。

ウ 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。 等です。

<県> **障害者雇用促進企業及び授産施設等からの物品等調達等に関する取扱**

⇒県出納事務局管理課 (TEL078-362-3666)、

産業労働部商工労働局雇用就業課 (TEL078-362-3374)、

健康生活部福祉局障害福祉課 (生活支援係TEL078-362-3192)

県の物品及び役務(工事関係を除く)の調達において、障害者の雇用に努める県内の企業や授産施設等の受注機会を拡大することにより、障害者の雇用と福祉的就労の促進を図っています。

ア 障害者雇用促進企業<sup>※1</sup>の指名追加

県が指名競争入札又は少額随意契約を行う場合に通常の指名業者数等に1者又は複数の障害者雇用促進企業を追加することに努めています。(県物品関係入札参加資格者名簿に登録され、県内に事業所を有する企業が対象)

※1 障害者雇用促進企業：県内事業所で雇用する障害者数が常用労働者数の3.6%以上かつ5人以上の企業

イ 授産施設等との少額随意契約

少額の随意契約の場合に、見積書を徴する相手方を授産施設等に限定することができることとしています。

ウ 多数障害者雇用企業<sup>※2</sup>及び授産施設等との特例随意契約

見積書を徴する相手方を多数障害者雇用企業又は授産施設等に限ったうえで随意契約することができることとしています。(1者につき1会計年度1件、総額500万円以内に限ります。)

※2 多数障害者雇用企業：県内事業所で雇用する障害者数が常用労働者数の20%以上である障害者雇用促進企業

## 5. 支援機関

兵庫県では障害者の雇用・就業を支援するため、多くの支援機関との連携により「障害者雇用・就業支援ネットワーク」の構築に取組み、就業・生活両面が一体となった障害者の雇用促進・職場定着支援事業の実施や、県養成ジョブコーチのネットワーク化による支援体制の強化により、障害者の障害、職業能力等に応じた多様な就業形態の実現とその就業の場の拡大を目指しています。主な支援機関は次のとおりです。

## <国>ハローワーク（公共職業安定所）

国の雇用に関するサービス機関で、職業紹介をはじめ、特定求職者雇用開発助成金の支給、事業主に対する援助・指導、雇用保険に関する事務等を行っています。また、職場適応訓練の指示、公共職業訓練の斡旋等も実施しています。

〔所在地・連絡先〕

安定所名のうち（ ）は出張所、<>は分室です

安定所名	郵便番号	所在地	電話番号
神戸	650-0025	神戸市中央区相生町1丁目3-1	078-362-8609
(三田)	669-1531	三田市天神1町5-25	079-563-8609
灘	657-0833	神戸市灘区大内通5丁目2-2	078-861-8609
(三宮)	651-0088	神戸市中央区小野柄通7丁目1-1	078-231-8609
尼崎	661-0021	尼崎市名神町3-12-2	06-6428-0001
西宮	662-0862	西宮市青木町2-11	0798-75-6711
姫路	670-0947	姫路市北条字中道250	0792-22-8609
加古川	675-0017	加古川市野口町良野1742	0794-21-8609
伊丹	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6（伊丹労働総合庁舎）	072-772-8609
明石	673-0891	明石市大明石町2-3-37	078-912-2277
豊岡	668-0024	豊岡市寿町8-4（豊岡地方合同庁舎内）	0796-23-3101
(香住)	669-6544	香美町香住区香住844-1	0796-36-0136
西脇	677-0015	西脇市西脇885-30（西脇地方合同庁舎）	0795-22-3181
洲本	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-22-0620
柏原	669-3309	丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070
(篠山)	669-2341	篠山市群家403-11	079-552-0092
龍野	679-4167	龍野市龍野町富永字田井屋畑1005-48	0791-62-0981
相生	678-0031	相生市旭1-3-18（相生地方合同庁舎）	0791-22-0920
(赤穂)	678-0232	赤穂市中広字北907-8	0791-42-2376
八鹿	667-0021	養父市八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217
(和田山)	669-5202	朝来市和田山町東谷105-2	079-672-2116
姫路南	671-1116	姫路市広畑区正門通4-8	0792-37-6500
西神	651-2273	神戸市西区糞台5-3-8	078-991-1100

## <国>障害者雇用促進協会

納付金制度に基づく助成金等各種助成金の取扱や、県民に対する障害者雇用の意識啓発、事業主等に対する相談援助等を実施しています。

(社)兵庫県障害者雇用促進協会	〒650-0025神戸市中央区相生町1-2-1	TEL078-360-3681
-----------------	-------------------------	-----------------

## <県>障害者専門無料職業紹介所

上記ハローワークとも連携し、県内の障害者の方を対象とした職業紹介、職場開拓を実施しています。障害者一人ひとりの適性に応じた職場開拓、必要な職業訓練の斡旋を行っています。

〔実施機関〕

兵庫県立総合リハビリテーションセンター	〒651-2181神戸市西区曙町1070 (運営主体：(社福)兵庫県社会福祉事業団)	TEL078-927-2727
神戸障害者就業・生活支援センター	〒652-0897神戸市兵庫区駅南通5-1-1 (運営主体：(社福)神戸聖隷福祉事業団)	TEL078-672-6480

### <国> 障害者職業センター

障害者に対する職業相談、職業評価、職業準備支援を行うとともに、事業主に対する障害者雇用についての助言・援助も行っています。

また、障害者・企業双方に対する支援として要請に応じてジョブコーチの派遣を行います。

兵庫障害者職業センター	〒657-0833神戸市灘区大内通5-2-2	TEL078-881-6776
-------------	------------------------	-----------------

### <国・県> 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行います。

〔実施機関〕

神戸障害者就業・生活支援センター	〒652-0897神戸市兵庫区駅南通5-1-1 (運営主体：(社福)神戸聖隷福祉事業団)	TEL078-672-6480
加古川障害者就業・生活支援センター	〒675-0002加古川市山手1-11-10 (運営主体：(社福)加古川はぐるま福祉会)	TEL0794-38-8728

### <国・県> 障害者雇用支援センター

授産施設等の福祉サービスを利用している人や、職場に定着することが困難な職業的にみて重度の障害者の職業的自立を図るため、地域でのネットワークを活用し、職業準備訓練、実習、就職、職場定着に至るまでの相談、援助を行います。

姫路市障害者雇用支援センター	〒670-0074姫路市御立5-6-26	TEL0792-91-6504
----------------	----------------------	-----------------

### <国> 兵庫労働局

職業安定部職業対策課	〒650-0044神戸市中央区東川崎町1-1-3	TEL078-367-0810
------------	--------------------------	-----------------

### <県> 県関係機関（兵庫県庁内）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (代表電話)078-341-7711

産業労働部商工労働局 雇用就業課	(就業支援係)	TEL078-362-3374
〃 能力開発課	(公共訓練係)	TEL078-362-3367
健康生活部福祉局 障害福祉課	(生活支援係⇒障害者インターシップ事業)	TEL078-362-3192
	(精神保健福祉係⇒精神障害者社会適応訓練事業)	TEL078-362-3263

#### 《参考文献》

- 事業主と障害者のための雇用ガイド「障害者の雇用支援のために」(H16年度版)  
厚生労働省 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
- 事業主の方への給付金のご案内「雇用の安定のために」(H16年度版)  
厚生労働省
- 「障害者雇用の現状と対策」—障害者雇用促進のためのガイド—(H17年度版)  
(社)兵庫県障害者雇用促進協会

#### 《編集・発行》

兵庫県産業労働部商工労働局 雇用就業課 TEL078-362-3374 (〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1)  
(平成17年8月20日改定発行)

# お知らせコーナー

\* 兵庫県産業労働部商工労働局 雇用就業課が「障害者の雇用・就業を支援するために（各種支援制度ご案内）」を作成されていますので、参考資料として16ページより掲載しておりますので、是非ご参照下さい。

\* 兵庫県障害者職業センターの職業準備支援がリニューアルしました！  
(くわしくは別紙の案内をご覧ください。)

\* 障害者の雇用・就業を促進するため、労働、保健福祉、事業主団体等多くの関係機関が連携し、情報の交換・共有を進めています「兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク」のホームページがあります。(下記アドレス)  
この中で、障害者の雇用・就業に関する「職場開拓」、「求人企業等の情報」、「職場実習等の受入れ企業の情報」、「支援機関及び支援内容の情報」、「事業主に対する助成制度の情報」等、各種情報からなる情報誌『ひょうごしょうがいしゃ雇用・就業支援now』のバックナンバーも「情報誌」のコーナーで全て掲示されていますので、是非、参考までにご参照下さい。当会としても今後とも積極的に参画し、精神障害者の就労支援の輪をますます広げていきたいと考えております。

<http://www.normanet.ne.jp/%7ehyosenet/>

(Yahoo! JAPANで、「兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク」で検索していただいてもすぐに見つかります。)

\* この職親だよりは、兵庫県からの委託により作成しております。

\* 会員、賛助会員の方で17年度の会費、賛助会費の納入をお済みでない方は、今回同封しております振込み用紙により、会費の振込みをお願いします。

\* 兵庫県精神保健職親会 会員及び賛助会員 大募集中

会員 (社適事業所に限る。年会費3,000円) と、  
賛助会員 (任意の個人又は団体。年会費1,000円) を募集しております。

既に県内の事業主(62)、保健師、家族会、作業所、社会復帰施設、精神科診療所、病院、PSWなど関係者の方々(135)が、すでに団体や個人で会員になっていただいています。お問い合わせや、ご賛同いただける場合は、下記事務局までご連絡下さい。

事務局

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

兵庫県精神保健職親会(県立精神保健福祉センター内)

Tel078-252-4980 Fax078-252-4981





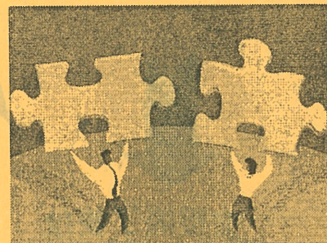
# 兵庫障害者職業センターの 職業準備支援のご案内



職業準備支援は、就職又は復職を希望している障害のある方1人ひとりの支援ニーズに応じていくため、リニューアルしました！

## 職業準備支援の特徴

- ◆ **タイムリーな支援の実施**  
受講を希望する方の状況に応じ、随時開始します。
- ◆ **個別カリキュラムによる支援**  
一人ひとりの課題等に応じ、支援内容や支援期間を設定します。



このような方はご相談下さい！

Aさん

どのような仕事に自分に向いているのだろうか？



Aさんの場合

◆センター内の作業プログラム  
製造作業やピッキング等、複数の作業を通じて、作業適性を検討するための支援を行います。

Bさん

就職に必要な知識を身につけたい。



Bさんの場合

◆職業準備講習カリキュラム  
面接の受け方や職業ガイダンス等、就職活動や職業生活に必要な講話や演習を行います。

Cさん

職場の対人関係が苦手。上司や同僚の誘いを上手に断ることができたら…。



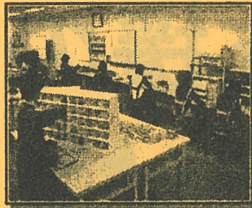
Cさんの場合

◆精神障害者自立支援カリキュラム  
対人技能訓練を通じて職場でのコミュニケーション方法の支援を行います。

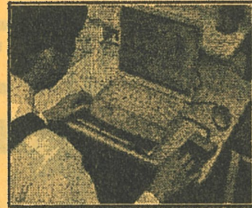
センター内の作業プログラム

作業能力や働く上での課題の把握を行い、適している作業や必要な支援について検討します。また、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援への円滑な移行を図るための支援も行います。

自分に合った支援が受講できます!



ピッキング作業



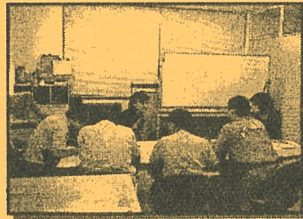
簡易事務作業



清掃作業

職業準備講習カリキュラム

就職活動や職業生活に必要な講話や演習、事業所見学等を通じて、知識や自信を身につけるための支援を行います。



テーマ例

面接の受け方

職場でのコミュニケーション

事業所見学

精神障害者自立支援カリキュラム

対人技能訓練やグループミーティング等を通じて、コミュニケーションの技能を向上し自信をつけるための支援を行います。(対象:精神に障害のある方)



対人技能訓練

テーマ例

職場でのコミュニケーション

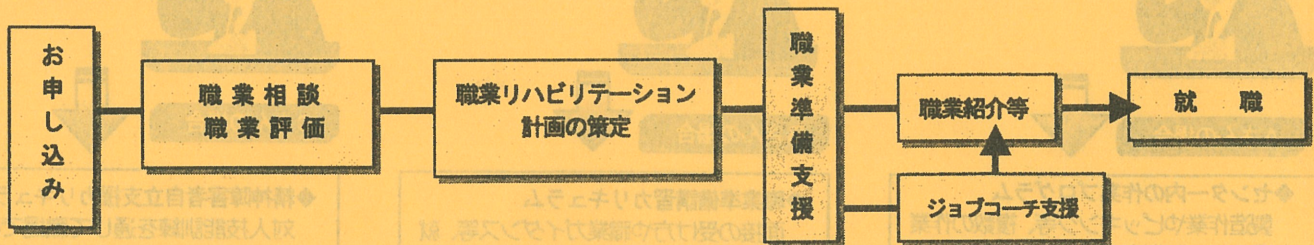
誘いを断る

相手に配慮して伝える

支援終了後は  
ジョブコーチがお手伝い!



【お申し込み後から就職までの流れ】



【職業準備支援に係るお問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 兵庫障害者職業センター

〒657-0883 神戸市灘区大内通5-2-2 (ハローワーク灘3階)

TEL (078) 881-6776 FAX (078) 881-6596



独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構